

裁判員経験者意見交換会議事録

司会者：それでは、意見交換会を始めさせていただきます。裁判員経験者の皆様には、お忙しい中、この会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

裁判員制度の施行から8年近くが経過しておりますが、おおむね安定的に運用されているという評価を受けております。これはひとえに参加していただいた国民の方々の高い意識と誠実な姿勢に支えられたものでありまして、深く感謝しているところでございます。

ただ、施行以来、裁判員候補者の辞退率が上昇しているという指摘があります。

また、国民の裁判員制度に対する理解や関心が、制度当初以来低下しているのではないかという御意見もあります。

私たち法律家としては、この制度をより良いものにしていくために、実務的に生じるさまざまな問題、課題についての実証的な検討を続けていく必要があります。

本日の意見交換会の目的は、これからも広く国民の皆様が安心して裁判員裁判に御参加いただけるように、裁判員を実際に経験された皆様から、率直な御感想、御意見を語っていただくことにあります。

本日いただきます貴重な御意見につきましては、今後の裁判員裁判の運営に生かしていきたいと思っております。忌憚のない御感想、御意見を伺いたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

最初の質問ですが、裁判員裁判に参加しての全般的な感想、意見ということで、例えば参加する前と後で裁判に対する印象などについて変わった点があるのかどうか、あれば、その内容を全体的な感想で構いませんので、教えていただきたいと思います。思っております。

経験者の1番の方から、順番にお願いしてよろしいでしょうか。

経験者1番：裁判というと、普通一般の人にはかかわり合いがないですね。仕組みそのものとか、裁判長からきめ細かい説明をしていただきまして、裁判とはこんなものかと思って、本当に良い経験をさせていただきました。ありがとうございました。

経験者2番：私も一般主婦で傍聴したこともなく、無縁と思ってましたけども、こういう経験をさせていただきまして、本当にいい勉強にもなりました。そして、思い切って質問もできましたことをありがたく思っております。

少しは裁判に対して身近に感じるできるようになって、新聞とかテレビで裁判があったときなど、興味を持つようになりました。

経験者3番：制度が始まったときには、選ばれるとちょっと嫌だなという気持ちがあったんですけども、候補者に上がったときには、いよいよ来たなど。選任手続がこの部屋であったときには、どうせここまで来たんだったら、一度経験してみたいなという前向きな気持ちになって、参加をしました。

参加することによって、いろいろな考え方を学ぶことができたので、参加してよかったなというのが感想です。

経験者4番：正直、最初の手紙が来たときは、もう逃げることしか考えていなくて、必死で断る理由を作文しました。というのは、死体とかそういうふうなことに對して、とても苦手でしたので、もうそういうのを見たときに卒倒するのではないかと、迷惑をかけるのではないかとというのが一番に頭にありましたので、そういうことを理由にお断りをしました。

再度、またお手紙が来まして、それでトライしたんですが、結局、選任手続に来ることになりまして、最終的に裁判長のお話を伺って、それでああ、ちょっと私も参加してもいいのかなと。気絶しても大丈夫かなというふうな気持ちになりまして、それで少しずつ心が変わっていきました。そういう経過で、今はこの会にも参加しようかなと思うぐらいになりました。

司会者：念のために聞いていいですか。気絶されるようなことは結局ありましたか。

大丈夫でしたか。

経験者4番：大丈夫でした。

司会者：ありがとうございます。続いての質問ですけれども、実際に裁判に参加されてよかった点、大変だった点、これは恐らく皆様いろいろあるかと思えますけれども、それぞれ述べていただけたらと思います。順番に1番さんから。

経験者1番：裁判は、ほとんどかかわり合いがないですからね。裁判所とはこんなものかとか、本当に勉強というか、経験させていただきまして、感謝だけです。ありがとうございます。

司会者：特にお仕事とか御家庭とか、そういったところで大変だったり、いろいろ日常生活に支障があったりとかということも大丈夫ですか。

経験者1番：それはないです。家族には話しましたが。ほかは全く。

経験者2番：私もとてもいい体験を、それと本当に何も知らない、勉強もしていないのでいい勉強になりました。ともかくちょっと推理が難しくて、やはり推理小説か何か見て、勉強しておけばよかったかなと思ったんですけど。

経験者3番：今まで知らないことを知ることができたという意味では大変よかったなと思っています。

逆にちょっと大変だったなと思うことは、当初から勤務先に多大な迷惑をかけていたので、そこだけが気になったことです。それ以外に関しては、もう一度選ばれたらどうするかと聞かれたら、多分もう一度参加すると思うと思います。

司会者：ありがとうございます。勤務先の関係で、そこはうまく乗り越えられたということでしょうか。

経験者3番：そうですね。管理職にうまくやりくりをしていただいたので、何とか参加することができました。

経験者4番：私は仕事がなかったもので、時間的には大丈夫でしたし、また新しいことを知るということでは、毎日しっかりと勉強できまして、大変ありがたかったです。

司会者：ありがとうございます。それでは、審理について、かなり細かい質問がありますけれども、思い出し、思い出しで構いませんので、御意見を伺えたらと思います。

まず審理全般についてですけれども、当初の訴訟活動について、審理計画上、時間がオーバーすることはなかったかどうか。オーバーした場合に、どのように感じたのかという質問です。

実際にオーバーしたのかどうなのかというところ、覚えておられますか。

経験者1番：オーバーはなかったです。

司会者：2番さん、3番さん、4番さんの場合には、たしかあったような。

経験者3番：ありました。

司会者：何か覚えておられますか。

経験者3番：はい。

司会者：どういうふうにお感じになりましたか。

経験者3番：正直、決められた時間がかなり延びていたもので、この後どうなっていくんだろうなと思ったのですけれども、裁判長がうまく時間を切っていて、それ以降も無理のないような時間を配分していただいたので、全くきつい思いというのはなかったです。

司会者：2番さん、4番さん、何か思っておられることはありますか。

経験者2番：私はあまりそれはなかったと思います。裁判長が配慮していただいて、休憩をとったり、時間内におさめていたように記憶しております。

経験者4番：私も同じで、休憩をとっていただいて、全然無理はありませんでした。

司会者：何か弁護人の質問の時間が全体では超えてないけれども、たしか予定されていた時間よりは出たような形の場面だったように思い出しますけれども、特に大丈夫でしたか。

そして、これに関連するところなんですけれども、休憩の回数や時間について、どういうふうに感じられたのかというところなんですけど、常にといいますか、おお

よそ、審理時間は1時間を超えないように設定させていただいて、必ず1時間やったら20分休みをとるような形で審理計画を立てさせていただいておりますけれども、それについて、どういうふうに感じられたのかというところですが、1番の方。

経験者1番：別に問題なかったですよ。

司会者：特に何かお疲れになったりとか。

経験者1番：それはないです。

司会者：2番さんは、休憩の点、いかがでしたか。

経験者2番：はい、私は大丈夫でした。1時間か、1時間ちょっと過ぎたこともありましたが、全体的にまとめて、時間の余裕もありましたし、やはり意見を出してから、途中で1時間だからって切ることはできないと思うので、臨機応変に、仕方ないことだと思いました。

経験者3番：時間に関しては、大変よかったですと思います。うまく張りがついて、心の余裕もとれる。それとわからないことを休憩のときに聞いたりとか、また裁判官がいろいろ教えてくださったりしたので、時間に関しては、全く問題なかった。大変よかったですと思います。

経験者4番：休憩時間もこっちの聞きたいことを教えていただいたし、雑談もできて、気分もうまくほぐれてよかったです。

検察官：今の点なのですが、証人尋問や被告人質問で、最初に検察官、弁護人がやって、反対に逆側がやる、その間に休憩が入ったときに、続けて聞きたいなと思ったり、もしくは休憩に入って、リセットできてよかったですとか、その点は感想として何か具体的にありますか。

司会者：場面を覚えておられますか。かなり証人尋問とか被告人質問は、証人尋問でしたら検察官、請求した検察官がまず聞いて、その後に反対尋問という形で相手方、弁護人のほうから質問をする。被告人質問は逆に、弁護人のほうから先に聞いて、今度検察官が反対の立場で聞くというようなやりとりをしていたんですが、今

の検察官の質問は、その間に休憩をとることによって、例えば一旦そこで、もうちょっと続けて聞いたほうがずっとわかりやすかったのに、間に休憩が入ることによって、頭がリセットされてしまうというところがなかったですかという質問ですね。

検察官：休みがとれてよかったのか、とらなかったほうがよかったか。

司会者：覚えておられますか。

経験者1番：よかったんじゃないですか。詳しく説明してました、弁護人の方も。

司会者：特に休憩を挟んだからどうかということは、特になかったということですか。

経験者1番：そうですね。

経験者2番：やはり長々と続くより、休憩をとったほうがよかったと思います。

経験者3番：話の内容が、日常的なことじゃないので、一つ一つの話が結構重いですよね。それをリセットしたりとか、途中でわからないようなことがあったときは、必ず裁判官が解説をしてくださって、次に臨む意味では、大変重要だったかなと思うので、やはり1回1回切って集中したほうがいいのかと思います。

経験者4番：どちらがいいというような余裕がありませんでした。初めてのことなので、一つ一つを理解するのがやっとでしたので、どちらがよかったかというのは、経験してみないと、ちょっとわかりません。今の私たちは、あのやり方で不都合はありませんでした。

司会者：ありがとうございます。

それでは、続いての質問にいきたいと思います。冒頭陳述についてです。冒頭陳述を覚えておられるかどうかなんですけれども、最初に法廷に入られたときに、起訴状を検察官が読み上げて、被告人、弁護人がそれぞれ意見を述べた後で、検察官と弁護人がそれぞれ、今から証拠調べでこういうことを立証しますよという、立証のアウトラインを説明したと思います。

事案によっては、A4版1枚程度の紙、もしくはA3版にわたる紙を渡されて、

それぞれがわかりやすく、伝わるように説明をしたと思っておりますが、これについては、お手元にお配りしていますが、これを見て、思い出し思い出しながら、考えていただきたいと思うのですが、冒頭陳述というのは、それぞれ検察官、弁護人、裁判所の間で確認した争点に基づいて書いたり、主に検察官のほうで、証拠によって、こういう事実を立証したい、証拠調べのポイントはこの辺であるということをお伝えしようと思っておりますものなんですけれども、説明を聞いて、そういった争点であるとか、証拠調べのポイントというのを理解できたでしょうか。

詳しく過ぎて頭に入らなかったとか、逆に簡単過ぎてよくわからなかったとか、御意見、御感想を述べていただけたらと思いますけれども、1番の方、いかがですか。

経験者1番：別に、詳しく説明していただきまして、よくわかりました。

司会者：恐らくそれぞれがわかりやすく、我々の法壇のほうを見ながら、説明していたような気はするんですけれども、それは十分に伝わってきましたか。

2番の方はいかがでしょうか。

経験者2番：検察官のメモがすごく丁寧に色分けされていて、わかりやすく、まとめられていました。弁護人の最後の陳述なんですけれども、だらだらだらだらと何やら、もうちょっと要点を詳しくまとめていただきたかったです。

司会者：それは恐らく論告、一番最後のことですかね。多分それはまた後で聞くとお思いますけれども、たしか冒頭陳述メモは弁護人はなく、多分口頭で説明されたのではないかとお思いますけれども、覚えておられますか。法廷の最初の証拠調べ、始める前の最初の段階の話ですけれども。

経験者2番：もうちょっと詳しく陳述を出していただきたかったです。あまりにも簡単過ぎるといふか、略しているといふか。

司会者：逆に最後の弁護人のほうは詳しく過ぎたという御感想ですか。

経験者3番：後で振り返って見てみると、検察側のほうは、非常に細かく書かれていて、見やすかったし、わかりやすかったです。どうしても口頭で説明されると、そのときは理解できても、後で振り返ることがちょっと難しくなるので、これぐら

い丁寧に細かく書いていただけると、我々にとっても非常にありがたいし、よくわかると思います。

弁護人の資料に関しては、ちょっとざっくりし過ぎで、わかりにくいかなと、口頭で説明されると、なるほどなということは理解できるんですけども、資料だけ見て、後で見返すということを考えると、ちょっと不足しているかなと感じました。経験者4番：検察の資料については、しっかりとわかりやすく伝えてくれていたと思います。弁護人のほうは、弁護しようという意欲が話し方ではすごく伝わってきましたので、それぞれ特徴のあるやり方で伝えていらっしゃるなというふうに感じました。

司会者：それでは、続いて、証拠調べについてということで、書証と書いてありますけれども、いわゆる証拠書類といいますか、紙の証拠の取調べの仕方です。

基本的には、検察官の立証ということになると思いますけれども、その点について、まず証拠が少ないと感じたのか、それとも多いと感じたのかというところは、当時を振り返って、覚えておられますでしょうか。1番の方、いかがでしょうか。

経験者1番：もう少し詳しく、説明が欲しかったかなというふうには思います。

司会者：どの辺というところは、何か覚えておられますか。どういったところが、もうちょっと詳しく。

経験者1番：証拠調べ、もうちょっと細かくですかね。大体わかったんですけど。

司会者：例えば、被告人の人となりとかいうところでしょうか。それとも犯行それ自体に関することとかでしょうか。

経験者1番：私の場合、痴漢だったんですけど、やっぱりどういうふうにして入って、どうのこうのというのはありましたけれど。なぜ入ったのか、もう少し詳しく聞きたかったかなというような感じはします。

経験者2番：よくわかりませんが、私は適切だったと思います。証拠をこちらに出している以上に、検察官の方はもっともっといろんな情報があったと思うんですけども、その要点だけを出したと思うんですけど、よかったです。

経験者3番：適切だったのではないかなと思います。いろいろ出されるよりも、ポイントを絞られていたので、非常に我々としても、判断しやすかったかなと思っています。

経験者4番：証拠ということで、全般についての感想なんですけど、普通の本とかテレビとかのようなことだったら、はっきりと証拠がわかって、白黒がつくんですけども、現実としては、これだという決め手になるような証拠がやはりわかりにくいだろうなというのを感じました。

幾つかの証拠で、それを手がかりに考えていくんですけども、DNA鑑定だったり、電話の携帯の着歴とか、そういうもので証拠としてあったんですけども、はっきりとこれってわかるものが、現実的にはそういうふうにはないだろうなというのは、すごく勉強になりました。

その中から、やはり手がかりにして、決めていく、考えていくという過程を、その難しさを、証拠というところですごく感じました。

多いか少なかったかはほかの事例と比べて、今回多かったとかいうのは、全くわかりませんが、一生懸命探して、そんなことなんでしょうなと思って、とても大変なんだなというのを感じました。

司会者：特に裁判員裁判ということになるんでしょうけれども、要するに全てについて、網羅的に証拠調べをするわけにはいかなくて、問題となる核心に絞って証拠調べをやっていくんだと。核心とは言えないところについては、ごく簡単にといいですか、簡単に証拠調べをやっていくんだけど、核心はとにかく丁寧に丁寧にやっていくんだというような考え方で、それは裁判員裁判には限らない話ではあるんですけども、ただその辺の核心かどうかという見きわめの問題と、それをどの程度証拠調べをやっていくのかというところは、非常に難しい問題でありまして、私たち法曹三者も常に事件、事件でいろいろなことを考え、検討しながら進めていくところでしたけれども、皆さんの経験された事件については、ちょっと証拠が足りなかったんじゃないかというような御意見もありましたけれども、おおむね適切だっ

たんじゃないかというような御意見だったということでもよろしいですかね。ありがとうございます。

次の問題ですけれども、検察官は、紙の証拠書類の取調べについては、覚えておられるかわからないですけれども、パワーポイントを使った立証ということで、証拠の内容をパワーポイントに落とし込みまして、それに基づいてスライドをめくりながら説明をしていったと思うんですけれども、それはわかりやすかったかどうかという問題と、情報の多い少ないとか、説明が速い、遅いとかという問題について、ちょっと覚えておられたら、御意見、御感想をいただきたいのですが、1番さん、覚えておられますか。

経験者1番：大変わかりやすかったです。

経験者2番：私もすごく丁寧にわかりやすかったと思います。

経験者3番：検察官の方の口調であったりとか、話すスピードであったりとかいうことが、非常に聞き取りやすくて、理解しやすかったです。だから、説明しながら、話をするのも、我々にとっては大変わかりやすかったと思います。

経験者4番：この方法を使ったのは、視覚に訴えるものがあって、見やすくて、わかりやすかったし、一目でわかるのでよかったと思います。

司会者：ありがとうございます。

供述調書の取調べについてですけれども、恐らく1番さんの事件では、被害者の供述調書について、被害者の被害状況の供述については、供述調書を朗読するというような形で行って、2番さん、3番さん、4番さんの事件では、重要な証人の方は証人尋問で行ったんですが、一部供述調書の朗読による証拠調べがあったと思いますが、マンションの住人とか、被告人のおばでしたかね。覚えておられますか。その供述調書について、検察官の朗読による取調べをしたのですが、それについてわかりやすかったかどうかなのか。例えば朗読されている間、集中して聞けたかどうか、それよりも直接話を聞いたほうがよかったのかどうか、その辺で思われたことはありますか。

経験者1番：私、後で裁判長に言おうかなと思ったんですけど、女性の検察官だったんですけど、非常にわかりやすく大きな声で朗読をしておりました。本当によくわかりました。

経験者2番：私もやはり話す口調とか、はっきりとさせてわかりやすかったと思います。

経験者3番：よい悪いの判断は難しいので、あれが多分普通なんだろうなと思っていきます。

経験者4番：それぞれのお話が入ってきましたし、よかったです。

司会者：じゃ、おおむねよかったという話ですね。

それから、遺体等の刺激の強い証拠の取調べについて、問題なかったかというところで、恐らく1番さんの事件では、問題になるところはなかったとは思いますが、もしそういう証拠調べがあったならというところで、御意見をいただけたらと思います。

2番さん、3番さん、4番さんの事件では、一部、御遺体が発見されたときの状況について、一部黒く隠しながら証拠にしたということだったと思うんですけども、それについて刺激を弱めるような形での工夫を法曹三者の間でしたというところで、それについての問題はなかったかどうかというところをお答えいただけたらと思います。1番の方、いかがでしょうか。写真のところは、御経験されていない、事件としては遺体写真とかの証拠はなかったですよ。

経験者1番：そうですね。

司会者：もし仮にそういった人がお亡くなりになられた事件とかの裁判員とかされた場合に、そういった遺体の写真とか見ることについては、いかがでしょうか。仮定の話になっちゃいますけど。

経験者1番：時々新聞なんか載ってますけど、大変ですよ。

司会者：今、私たち法曹三者としましては、できる限り必要のないものについては、取り調べないというような考え方をとったり、必要な場合でも、できる限り刺激を

弱くするといいますか、例えば色調を落としたりとか、白黒にしたりとか、一部イラスト化にしたりとか、そういった工夫をそれぞれ事件を工夫しながらやっているところではあるんですけども。

経験者1番：やっぱり性格的に気の弱い方もいますから、あまり刺激が強過ぎると、裁判員が体調を崩すということがありますね。

司会者：実際には御経験されていないところを、感想のようなものをお聞きしたようなことになってすみません。

経験者1番：裁判員にそこまで見せなければならぬのかなという感じはします。

司会者：じゃ、2番の方は、先ほど言った形で、実際遺体の発見状況について、若干出てきたというぐらいだったと思うんですけども、いかがでしたでしょうか。

経験者2番：1枚だけ見せていただきましたけれども、殺人事件ですけども、刺し傷で血がどぼつとか、そういった刺激的じゃなかったし、目を隠していたので、別に問題はなかったと思います。

経験者3番：刺激に関しては、そんなに大きくなかったです。そのときの犯行の状況を把握するためには、やはり見る必要があるのかなと思ったので、今回我々が見たものに関しては、適切だったと思っています。

司会者：例えば首が絞められたあとの状況とか、見れるものならもうちょっと見たかったということでしょうか。

経験者3番：そうですね。個人差はあると思うんですけども、見たほうがいいところもあるのかもしれないですね。ただ、その刺激によって体調を崩すという方もいると思うので、そこは見れる人と見れない人がいて、当然かなと思っています。今回に関しては、非常によかったと思っています。

経験者4番：目をふさいだ写真が1枚だけありましたので、あのときは、ちょっと思わず、あっと自分で声が出たんですが、やはりその写真はしばらくは消えなかったです。

その後、気分が悪くなったりとかはなかったんですが、自分で気をつけなきゃい

けないなと思ったので、画像を見るときに、もっとそれ以上のものが出たときは、私は自分でも気をつけて、伏せておこうと思って気をつけましたが、その後は写真がありませんでしたので、大丈夫でした。

司会者：よかったです。そういった遺体写真とかの取調べが問題になる事件に関しては、多分、2番さん、3番さん、4番さんのときもそう言ったと思うんですが、選任手続の段階で、そういう証拠を取り調べることを事前に告知しておりまして、その上で、今現在、生の遺体写真を取り調べるのではなくて、相当刺激を弱めるための工夫をやっていることを、事前にアナウンスさせていただいて、もし不安に思われる方は、個別質問で、そういった事情をお話くださいと言っているところではありません。

実際の証拠調べにおいても、今言ったような形の工夫をとらせていただいて、かつ検察官のほうの工夫だと思うんですけども、遺体写真を取り調べる直前にはその旨、事前に告知をするというか、今から遺体写真出てきますみたいな感じの告知をさせていただいて、なるべくそういった刺激を弱めるような工夫はしているところだったんですけど、やはりちょっと見た瞬間は、びっくりされましたでしょうか。

経験者4番：いや、大丈夫です。

司会者：ありがとうございます。それでは、証拠調べの人証についてです。紙の証拠書類ではなくて、証人尋問とか被告人質問とか、被告人質問はまた後で出てきておりますので、証人尋問の話になると思います。

これについては、まず、わかりやすかったかというところと、もう一つあわせて、反対尋問とって、2番目に聞くほうです。検察官の請求でしたら、弁護人が聞く、2番目にその相手方のほうが聞く尋問について、なかなか反対尋問というのは、基本的には、主尋問で出てきた事実を覆すといいますか、むしろ信用性を否定する方向で尋問することが多いんですけども、質問の意図がわかりにくかったりすることがあるのではないかというところで、質問を聞かれて、そのままずっとわかられたのかどうなのか、そもそもわかりやすかったのかどうなのかというところですね。

ども、1番さん、いかがですか。

経験者1番：大変細かく説明していただきましたね。大変よくわかりました。

司会者：ありがとうございます。被告人質問と証人尋問を分けずに聞いていったほうがいいかもしれませんね。あわせて、2番の方、証人尋問と被告人質問とあわせてなんですが、まず尋問自体、わかりやすかったでしょうか。

経験者2番：検察官と弁護士、両方ともわかりやすく思いました。

司会者：かなり尋問時間、長時間にわたりましたけれども、ずっと集中してと聞けますか、聞けましたでしょうか。

経験者2番：はい、わかりやすく説明とかがしていただいて、長時間でも大丈夫、ちゃんと聞き取れました。

経験者3番：どちらもわかりやすかったかなと思います。証人に来ていただいた方に対する反対尋問とかでもいいですか。

司会者：はい。

経験者3番：もし私が証人に出てきて、反対尋問されたときには、ちょっと厳しい責めかなと。本当に覚えてないですかというような感じで、どんどん突っ込まれていたところで、あの場に私が立ったときには、つらいだろうなど。もうちょっと聞き方を工夫されたほうがよいのかなと。

また、証人で来てくださった方が、答えるのに困っている場面が何度かあって、もう少し質問の意図がわかるような質問をしたほうが、証人に来た人たちもわかりやすかったのかな、答えやすかったのかなと思っています。

司会者：今のは、金融機関の方に対する質問のときですか。

経験者3番：はい。

経験者4番：そのようにも受け取られましたが、聞いている側としては、何とでも、そこを突き崩したいという意図も感じられましたので、そういう意図で聞いているんだろうなというふうに判断しましたので、私としては、よく伝わってきました。

司会者：ありがとうございます。それから、証人尋問と被告人質問、まとめて伺っていきますけれども、まず、尋問自体、聞いただけでわかって、そして評議においても御意見を述べていただくということを理想としているんですが、あのとき、何と言ったっけというような形で、例えば評議室の中で、証人尋問の録音録画を見るようなこともあったかと思えますけれども、これは見ただけですと頭の中に入って、評議でも御意見を述べることができたのか、やっぱり事前に、あのとき、何と言ったっけという形で、録音録画に頼る場面が多かったのかどうなのかというところで、思い出せる範囲でお願いしたいと思えますけれども、1番さんは、録音録画は見られたかどうか、尋問のときのビデオは評議室の中で見られたかどうかというところは、覚えておられますか。

経験者1番：見ましたね。別に疑問は持ちません。

司会者：特に尋問がわかりにくかったとか、腑に落ちないから見たというわけでもないですか。

経験者1番：それはなかったです。

司会者：どちらかというところ、再確認のためということでしょうか。

経験者1番：よかったんじゃないですか。

経験者2番：やはり人一人裁くのですから、録画は必要だと思います。耳で聞いても覚えてないということもありますので、再確認はやはり絶対必要だと思います。

経験者3番：尋問と尋問の間の休憩のときに、裁判官3名と裁判員6名と、補充裁判員の方と、その都度確認をした時間があったりとか、大方カバーできているけれども、確信が持てないところに関しては、記録しているもので確認ができたということは、よかったんじゃないかなと思っています。

経験者4番：確認ではっきりしたことが何件かありましたので、よかったと思います。

司会者：ありがとうございます。それから、被告人質問の最後の質問になるんですが、被告人が捜査段階と異なった供述をされた場合に、そのとき、取り調べ

の録音録画を見たいと思うかどうか、見たい場合、長時間にわたるものでも全過程を見たいかという質問です。恐らくそういった場面はなかったということになりますか。

経験者1番：そうですね。

司会者：1番さんの事件ではなかったし、2番さん、3番さん、4番さんの事件でもこういった場面はなかったということなので、なかなかそうすると、お答えが難しい、これはよろしいですか。

経験者1番：ここの今の捜査段階と異なる供述がされた場合、取り調べの録音録画を見たいと思うかとありますけど、これは見たいですよ、最後まで、判断するためには。そう思います。

司会者：検察官は、よろしいですか。

検察官：そうですね。

司会者：次は論告弁論についての質問です。これは証拠調べが終わった後のそれぞれ検察官、弁護人が証拠調べの結果に基づいて、A4版で1枚またはA3版で何枚か、今見てみると、A3版で1枚か2枚ぐらいを検察官のほうでは論告メモとして準備されて、求刑もそこで行うと。

これに対して弁護人の主張というのも、1番さんの事件ではA4版で1枚のものだったんですが、2番さん、3番さん、4番さんの事件ですと、かなり大部な弁論メモというのが提出されました。

これらについて、わかりやすかったのか、詳し過ぎた、または足りなかったと感じなかったかというところですが、1番さん。

経験者1番：これはもうわかりやすかったです。

司会者：どちらもわかりやすかったですね。2番さん、先ほどちょっと言われたところとも関係してきますけれども。

経験者2番：私も、きちんとまとめていらっしやって、わかりやすかったと思います。検察官のまとめたのは、すごくわかりやすいです。

司会者：弁護人のほうは、言いにくいですか。

経験者2番：そこそこ、わかりやすかったです。

経験者3番：では、はっきり言いましょう。検察側のほうの論告メモは非常にわかりやすくて、判断の材料にするには適切だったと思っています。

弁護人に関しては、2番の方が言いにくかったことをあえて言おうと思うんですけど、メモに関してはあっさりしていて、わかりやすいかと言ったらわかりやすいほうかな。ただそれに付随したもの、資料に関しては、何を言いたいのかというのが、細か過ぎて、非常にわかりづらかったかなと。それを、裁判官がまとめてくださって、ようやく我々が理解できたかなと思っているので、もう少し端的にというのですか、詳し過ぎないほうが、我々素人にとってはわかりやすいのかなと思っています。

経験者4番：弁論要旨について、すごく沢山書いていただいて、私は必死でこれを一気に読み上げました。

気持ちがとても入っている中身だったので、裁判の書類としての是非はわかりませんが、弁護しようという熱意が伝わってきましたので、そういう意味では、気持ちが入っているので、とても心情に訴えるものがあったって、読みました。そういうものは必要ないのかもしれませんが、私としては気持ちの伝わってくる内容でした。

中身については、要約したものはまた出していただきましたので、それを読んでいたもので、両方ありがたかったです。

司会者：ありがとうございます。以上が審理についてというところで、その次に法律概念の説明についてというところに移りたいと思います。

裁判官から裁判のルールについて、例えば有罪か無罪か証拠によって判断をしますというようなこととか、検察官に、疑わしくは被告人の利益というような話であるとか、選任手続の中で説明したと思います。

折に触れて、審理や評議の中でも再確認をしていったと思います。

それから、量刑の決め方について、評議の冒頭で量刑についてはこういう決め方

をしていきますよというような話，まず行為を見ていきましょうというような話であるとか，そういった説明をしたと思います。

2番さん，3番さん，4番さんのときにもそういった説明をしたと思いますけれども，これらについて，どのように感じられたのかという質問です。

説明の中で，わかりにくかったものはなかったでしょうか。

経験者1番：意見の相違はあってもいいとは思いますが，どうしても言いにくいことですが，検察官寄りかなという感じがしたんです。求刑に対して。

やっぱり裁判所は裁判所で別に，意見の違いがあってもいいのではないかなという感じはしました。最後に，ああやっぱりそうかという感じだったんです。

司会者：それは，量刑を決める際の，結局話がまとまっていく，量刑の意見が対立し，その話がまとまっていくところについての御感想ということですか。

経験者1番：そうです。

司会者：量刑の決め方についての裁判官からこういう形で決めていきますよというような説明があったと思うんですが，それについては腑に落ちられたのかどうなのかというところですが。

経験者1番：決め方はよかったです。

司会者：2番さん，3番さん，4番さんの事件では，恐らく有罪，無罪かの評議をした後で，多分量刑ということになったと思いますけれども，これについての裁判所の説明はいかがだったでしょうか。

経験者2番：選任のときは，まさか裁判員になるとは思ってなかったもので，申しわけないんですが，裁判のルールとか，一切聞いてないんです。

裁判員になってからは，有罪か無罪かとか，あるいは量刑とか，その都度その都度説明していただいたので，わかりやすかったです。

司会者：では，3番の方，いかがでしょうか。

経験者3番：素人の我々にとって，全く判断基準がない中で，大方の方向性というんですか，有罪であっても無罪であっても，その道を記してくれて，それで我々の

意見が幾つかある中でも、それを否定することなく、それぞれの意見をちゃんとくみ取りながら進んでいったということに関しては、やはりよかったかなと思っています。

経験者4番：やはり公平性って、人によって差がないようにというふうな立場からいくと、今のところはそういうものに基準を置いて考えていく方法がいいのかなとは思いますが。

ただ、その個人の量刑については、みんなそれぞれ違いますので、その刑に対して、ある人にとっては、その方が十何年たったらまた出てきて、最近の経緯とかあるように、またそれでいつその人と会うかもしれないという怖さが残っていたりとか、いろんな事情があるので、ちょうどよいとかというのはわかりませんが、今のところは、それで手がかりにして決めていく方法というのを私は学びました。

司会者：量刑の決め方に関しては、やったことに見合った責任をみんな考えていきましょうというようなこととか、法定刑の広がり、法定刑の幅です。法律上は何年から何年までの刑が言い渡されるけれども、その中でこの事件についての重さとか、この事件の悪さがどのぐらい悪いのかというのを考えていきましょうというような話とか、大分の裁判所が出た量刑と、北海道の裁判所が出た量刑が同じような事件であっても、食い違ってはいけないので、公平ということも考えないといけないですねというような説明とかは、恐らくしたのではないかと思いますけれども、そういう説明に基づいて、いろんな量刑についての評議がなされたと思います。

当然その中では、同じような説明を受けて、いろんな考え方があってもいいところだとは思いますが、もともとの考え方自体については、皆さん御納得されて、量刑については御納得されて、評議を進めていかれたということでしょうか。すみません、まとめさせていただいたようなところではあるんですが、続いて、評議のほうに行きたいと思います。

評議の中に大分入ってきてはいるんですけども、まず十分に議論できたかどうか。できなかったと感じた点があるとしたら、どのような点かというところでは

れども、それぞれいかがでしょうか。まず1番さんから。

経験者1番：議論はしましたね。

経験者2番：できたと思いますけれども、よくわかりませんが、人一人裁くのに、もうちょっと時間をかけてもいいのかなとは思いました。

経験者3番：私自身が考えていることをきちんと言うことができたので、そういう面ではよかったかなと思っています。

全体を通しては、やはり皆さんが納得するまで、掘り下げて掘り下げて話は進んでいるけれども、誰か1人ちょっと疑問を持ったら、みんなで戻ってという振り返りをしながら前に進んでいったので、よかったかなと思っています。

ただ、もう少し時間があれば、もっと深く話ができただのかなと思うので、そこはちょっと甲乙つけがたいかなと思っています。

経験者4番：途中で、何度も気になることを聞いていただいて、またそこに戻って話をしていただいたので、そのことはとても十分に議論できたと思っています。

ただ、幾ら考えても考えても、わからないことはわからない部分が、やっぱり残るので、それは難しいことだかなと思っています。

司会者：わからないことは、わからないこととして言っていただけて、そこでまた議論を深められたらということで、そうだったのかなという気はしております。

ありがとうございます。その次の質問ですけれども、評議の際に当事者が提出した資料、例えばお手元にお配りしている論告メモとか弁論メモ、冒頭陳述メモ、といったものをどのように使われたのか、またはメモは必要だったんですかというような質問です。思い出し思い出し、御感想をいただけたらと思います。見ておられる冒頭陳述メモ、論告メモとか配られたメモについて、実際評議のときに使ったのかどうなのかというところとか、そもそも要らないということはないですか。

1番さん、いかがでしょうか。

経験者1番：それはないですね。

司会者：実際よく使われましたか。

経験者1番：そうですね。はい。

経験者2番：やはり評議の際に、見ながら一つ一つ確認しながら評議するためには必要だったと思います。

経験者3番：話を聞くだけじゃなくて、視覚で捉えるという意味でも、両方で確認できるので、次、こんなことを話をするんだと、流れがわかるので、非常によかったと思っています。

経験者4番：判断するときの基準になるので、やはりこれは必要だったと思います。

司会者：一応双方、検察官のつくったメモもそうだし、弁護人のつくったメモもそうだしということでもよろしいですかね。よく使った、必要だったと、そういう答えでもよろしいですか。

それから、評議の際に、取り調べていない証拠を見たい、知りたいと思ったことはあるかというところで、こういう証拠があるんじゃないかなとか、もしこういう証拠があったら、これを見てみたいなというようなことを評議しながら考えたことはなかったでしょうかということですが、1番の方、ありますでしょうか。

経験者1番：やっぱり見たいですよ。見なければわかりません、判断ができませんから。

司会者：例えばどういう証拠があったらとかいうふうなことを覚えておられますか。

経験者1番：やっぱり細かいことも、全て説明はしていただけたんですが。

司会者：どの辺のところが足りなかったとか、こういう証拠があったらというところは。

経験者1番：足りないということはないですけども。

司会者：もう少し証拠を見たかったというような御感想なんですか。

経験者1番：判断材料としては知りたいですよ。

経験者2番：私も、証拠があれば、見たいと思いますけども、具体的にどういった証拠と言われても、ちょっと思い出せないですけど、やはりいろんな情報が入れば、また違った見方もあるのかなと思って、あれば見たかったです。

司会者：具体的にどの辺が足りなかったとかというわけではないですけども、もしほかの角度からの証拠があるんだったら、そこは見てみたいということで良いですか。

経験者2番：はい。

経験者3番：私たちがかかわった事件に関しては、これ以上あっても迷うかなというところもあるので、証拠の量としては適切だったかなと思っています。

ただ、なかなか証拠としてあらわれにくい被害者の心情であったりとか、被告人の心情であったりとか、そういうところがもう少しわかれば、何でそういうふうになったのかなということにつながるので、なかなか心情というのは証拠になり得ないと思うんですけども、どうしてそういうふうな関係になったのかなということを知る意味では、お互いの心情というのはちょっと知りたかったなとは思っています。

司会者：証拠というよりも、関係者の人がきちんと自分の気持ちをもう少し説明してほしいとかということですか。

経験者3番：そうですね。

経験者4番：今にして思うと、私たちの当事者は、そこまで話していいかわからないですけど、当事者同士が、お互いが知っている事実を、お互いが知っている特別な事件だったように思うんです。

どちらかがというふうになったときに、当事者がお互いに相手のことをどういうふうに言っているのかなというような部分については、あのときは直接関係なかったので、わかりませんでしたけれども、あの後、日にちがたって考えてみたときに、本当のことを言っているか、どちらかは当人同士が知っている。たまたまの事件だったと思うので、そのあたりのところが、ずっとどう思っているのかなというふうなことが後に残りましたので、取調べのときには、お互いにどう言っていたかということ、ちょっとわかりませんが、今こんなふうにして思うと、そういうことも、お互いに、心情面ですね。そういう面が入り込みにくい部分でもあるし、プライベ

一トのことでもあるので、そこは限界があるかなと思いますが、そういうところは気にはなっています。

司会者：恐らくその事件に関しては、関係者の話を聞く機会も恐らく十分にあって、被告人の話を聞く機会も十分にあったけれども、しゃべっている中身というよりも、そこの奥深くに、やっぱり証拠としてこういうものがあつたほうがいいのかという話とは違うんですか。かなり具体的な事件の中身に入りそうな感じでしたけれども。

ほかの証拠もあればというふうにお話されていた方、特に2番さん、3番さん、4番さんで、事件としては有罪、無罪を判断するという段階と、量刑をどうするかと判断する段階があつたと思うんですけど、どちらの証拠がよりあればいいかなと思われたかと、もしあれば教えていただきたいんですけども、先ほど言われた心情面というのが、有罪、無罪を判断する際にもうちょっと知りたかつたというお話なのか、被告人の量刑を判断するためにそこら辺が知りたかつたというお話なのか、2番さんも、証拠が足りなかつたとおっしゃられたと思うので、その点、どちらかというところがあれば、教えていただければなと思いますけど。

経験者2番：被告人の方に対しても、被害者の方に対しても、両方心情がわからない、わかりませんが、両方の証拠というか、具体的な証拠じゃなくても、どういったらいいですか。

司会者：それは、有罪、無罪を判断するためにそれを知りたかつたなとお感じなのか。有罪になつた後に、被告人の刑を決めるときに、そういうことを知れたらよかつたなとお感じなのか。

経験者2番：有罪、無罪のときです。両方がなすり合つて、どちらか、悩みました。

経験者3番：私も有罪、無罪を決めるときに必要なだつたかなと思っています。有罪、無罪のときに必要なのは、全く人生変わっていきますよね。そういった意味で、有罪、無罪を決めるときに必要なだつたかなと思っています。

経験者4番：もちろん有罪、無罪のときもかかわりますし、量刑についても、それがあるかないのとでは違ってくるので、両方関係があつたと思います。

司会者：よろしいですか。それでは、続いていきたいと思いますが、まず、その次に量刑についてということです。量刑を決定する際、どういう事情を重視して量刑を決めたのか、量刑グラフは参考にしたのかという質問についてです。

これは、全体として刑が決まっていく過程というよりも、御自身で量刑について、こうなんじゃないかという意見をまとめていく上において、どういうところを重視されたのかというところと、その上で量刑グラフというのを参考にされたのかというところではあるんですが、評議のやり方として、量刑グラフは使いますということで、量刑グラフは参考にした上で、その位置づけを考えていきながらやるというようなことで、評議のほうは進行していたと思いますけれども、この点について、それぞれ御意見、御感想伺えたらと思いますけれども、1番の方、いかがでしょうか。

経験者1番：私の事件の場合は、再犯でした。どうしても再犯というのは、刑が重くなるわけですね。しかし、私個人といたしましては、こんなに罰していいのかなという感じはしましたけど。人は見かけによらないとは言いますけれども、被告人を見ておると、何か人のよさそうな、好青年とはおかしいですか、そういう方だったものですから、こんなにまで量刑を決めていいのかなという感じはしました。

経験者2番：量刑については、私なんかさっぱりわかりませんので、グラフを元にして、反省しているのか、これから更生できるのか、前科もありましたから、そういうのを重視して、私なりに考えさせてもらいました。

経験者3番：量刑グラフは非常に参考になって、回を進めていくにつれて、素人の私たちでも判断しやすいように、また意見がまとまりやすいように、最終的にはどこに行くのかというのがわかりやすかったので、量刑グラフであったりとか、皆さんで話をしたりというのは、私が最終的に判断をする一つの目安になったのでよかったです。

経験者4番：量刑グラフについては、先ほど話したように、参考になる基準で、やり方については、正しいと思うんですけど、私たちの判断で量刑が決まるので、そ

このところの重さをとても感じました。やはり、どうしても本人がこの先、何十年もと思うと、軽くという気持ちが一方にあり、これだけの罪を犯したのだから、ちゃんとというのもありで、両方考えると、重い気持ちでした。

司会者：ありがとうございます。その次の質問ですけれども、検察官の求刑についてです。検察官の求刑について、根拠がわかりにくいと感じたことはなかったでしょうか。恐らく1番さんの事件でも、2番さん、3番さん、4番さんの事件でも、検察官が共通の量刑グラフに基づいて、量刑グラフの中でも、比較的重いほうとか、真ん中なほうとかというような言い方をして、具体的な求刑の年数を論告の中で説明していたと思いますけれども、そういった説明がわかりにくいと感じたことはなかったでしょうか。

経験者1番：それはなかったです。

司会者：検察官としては、こういう立場で、こういう主張のもとにこの求刑の数字を出してきているんだというところは、納得いかれましたでしょうか。

経験者1番：そうですね。

司会者：このやり方としては、公判前整理手続の中で、検察官と弁護人と裁判所の中で、2番さん、3番さん、4番さんの事件は、有罪、無罪を争っている事件なので、それはやってないんですが、量刑グラフの検索条件について、一応法曹三者の中で合意をした上で、これに基づいて、それぞれ量刑上の主張をしますよということは、そういったことで、合意をとった上で、共通の量刑グラフに基づいて、検察官は、この量刑グラフの重たいほう、弁護人はこの量刑グラフの軽いほうと、何かそういった、共通の基盤をもって、それぞれ主張をしてもらうような形にしているんですが、そういったところもわかりやすかったですでしょうか。

経験者1番：いいんじゃないですか。ただ、私は思うんですけれども、罰するだけがいいというもんじゃないですね。特にそう思うんですよ。過去の比較というものもあるでしょうけれども。それは感じます。

司会者：2番さん、いかがですか。これ、検察官の求刑の話ですけれども。

経験者2番：私は、よくわからないので、ただ聞いていて、うん、なるほどなという感じで、自分なりに納得しました。

経験者3番：私も同じように、よくわからなかったので、納得する形で、なぜその数字が出てきたんだろうなと思いながら、最後まで聞いていました。

経験者4番：私も同じです。

司会者：量刑グラフをちょっとどの段階で見えていただくのかというところはあったと思うんですが、例えば量刑の説明の中で、量刑評議の中に入って、実際に量刑グラフを見て、検察官の求刑ってこういう意味だったんだというところについては、後から見ると、大体わかったのか。最終的によくわからないまま進んでいったのか、この点はいかがだったのでしょうか。恐らく2番さん、3番さん、4番さんの事件は量刑がメインテーマというわけではなかったもので、恐らく有罪、無罪の判断をした後で、多分初めて問題になってきたものですので、最初から量刑グラフを見るということはしてないと思いますので、その点、いかがだったのでしょうか。

経験者2番：後で量刑グラフを見せていただいて、いろいろ今までの事件でこのぐらゐの刑とか、いろいろ説明していただいて、検察官の方のあれが大体わかりました。

経験者3番：見る順番は適切だったんじゃないかなと思います。初めにそれを見てしまうと、もう最初から有罪と判断してしまいがちなもので、懲役が何年とかいうことも、聞く前に判断したので、大変よかったかなと思っています。

経験者4番：最初は、正直言って重いと思ったんですが、だんだん狭めていって、具体的にいろんな事例をあのグラフで検討していって、詳しくそのあたりを時間をかけて見ていったので、理解ができるようになりまして、納得という感じです。

司会者：ありがとうございます。後半のほうに入ってきましたけれども、まず6番目の質問で、裁判全体についてというところで、裁判全体を通じて気づいた点、改善したほうがよい点、要望等も、雑駁な感想で構いませんので、何かありましたらよろしくお願ひいたします。1番の方、いかがでしょうか。

経験者1番：裁判というのは、全然知らなかったですから、裁判ってこんなものかなと思ったんですけど。だから改善したほうがよいところ、わからないんですよ。裁判とはこんなものかなと実感しただけです。

経験者2番：個人的なんですけども、選任の時点で、私なんかど素人で本当に未経験の中に、1人だけでも裁判官になりたいという見習いではないですけど、1人入れたらどうかかと、お勉強にもなるんじゃないかなと思います。

そうしたら、その方もお勉強になるし、また率直な意見も聞かれるのではないかなと思いました。

司会者：要するに、裁判員をやりたいという希望者ですか。

経験者2番：裁判官になりたいという方か、そういった方を1人でも入れたらどうかと、選任の時点で思いました。

司会者：司法修習生というわけでもなく、裁判に興味を持って、裁判官になりたいという人がいたら、もう裁判員になってもらうというようなこともいいんじゃないかと、そういうことですか。どうもありがとうございます。

経験者3番：どうしても、裁判とか裁判員というのは、マイナスのイメージしかないんで、ああ嫌だなという思いが先行すると思うんですけど、私自身もそうなんですけど、やって、経験することによって、よかったなと思うことも、非常に多いから、こういったことをもうちょっと、言い方は悪いですけども、PRしていくと、裁判員裁判に関して、負のイメージというのはなくなっていくのかなと思うので、そこがちょっと課題じゃないんですけど、そう思っています。

司会者：ありがとうございます。今日はマスコミの方が大勢来ていらっしゃいますので、ぜひこの声を届けていただけるのではないかなと思っておりますけれども、よろしくをお願いします。

経験者4番：やはり足が遠いですよ、裁判所って、ほとんどこういう経験がなければ、来ることなく、終わると思うんですけども、やはりこういうことを広げていくということは、来てみてわかることなので、やはり足を運ぶことによって、

法を犯すことの悪いところとか、いいかげんなところとかいうのを気づくので、やっぱり広く言い過ぎかもしれませんが、国民の一人として、やはりこういうことをみんなが学んでいくよい機会だなと思います。

司会者：ありがとうございます。

次の質問ですけれども、ちょっと細かいんですけども、恐らく1番さんには当てはまらないのかなと思いましたがけれども、裁判員としての職務を行う上で、裁判中の裁判報道による影響は受けなかったかというような質問です。

2番さん、3番さん、4番さんの事件の中で、審理しながら、公判中の裁判報道に接したりとかして、それによって、何か裁判員としての活動について、何か影響を受けたのかどうなのかというところですけども、1番さんは、そういった報道は多分なかったんじゃないかなと思いますので、2番さん、いかがでしたでしょうか。

経験者2番：全然ございません。

司会者：3番さん、いかがでしょう。

経験者3番：特にないです。

司会者：4番さんもないということによろしいですか。

経験者4番：ありません。

司会者：ありがとうございます。

それから、裁判が終わってから、自分の経験を誰かに話したことがありますかということと、守秘義務があって話しにくいと思ったことはありますか。

これについても、あくまで評議室の中での話は、守秘義務ですよという話はしていたんですが、特に公判廷で行われるやりとりというのは、プライバシーの問題さえ考えてもらったら、公開の法廷で行っているのだから、どんどん言っていただいて構いませんし、それぞれの御意見とか御感想とかというところは、周りの人にどんどんしゃべってもいいですよという形では言ってはいたんですけども、実際に裁判を終わられた後、どうだったのかというところをお伺いしたいなと思うんですが、

1 番さん、いかがでしょうか。

経験者 1 番：私は、妻と子供が 2 人いますけれども、子供には話しましたし、もちろん妻にも話しました。ほかは一切話しておりません。

司会者：特にあれですか、守秘義務があったから話せないというような、実は裁判員やりましたみたいな話は。

経験者 1 番：人のことを話しても、他人に話してもどうしようもない。

経験者 2 番：身内には話しましたが、終わってから、友達関係に裁判員だったということを話して、ちょっとは事件の大変だったことも少し、内容はあまり言っていないんですけれども、大変だったことと、いい経験をしたということを話しました。

経験者 3 番：職場ではできるだけ積極的に話をするようにしています。守秘義務がある関係上、話せないところはあるんですけども、できるだけ細かく、こういうことがよかった、こういうことがよくなかったよということは話をするようにしています。

経験者 4 番：終わってから、身近な人たちに話をしましたが、みんな前向きに捉えて、いいことをしたという感じに励ましてくれましたし、また自分の職場にも実は行った人もいるんだという話が広がりもしましたので。守秘義務というか、そういうふうなあれはなかったです。よい機会だと思って、言える人には言っていこうというふうに思っています。

司会者：ありがとうございます。これが予定している最後の質問になるんですが、これから裁判員になられる方へのメッセージということで、よろしく願いいたします。1 番の方から。

経験者 1 番：裁判長から丁寧な説明をしていただき、また裁判を身近に感じる事ができました。感謝をいたしております。ぜひ若い人たちに、男女を問わず参加してほしいと思います。

経験者 2 番：私みたいな主婦でも選ばれて、こういった本当人生に 1 回しかない

い経験なので、ぜひとももし選ばれたら、積極的に裁判員になってほしいと思います。

私たちの仲間で、70歳以上の方が1人おりました。70歳以上は、一応辞退できるんですけども、その方を見たときには、すごいなど、積極的に思いましたので、ぜひ年齢問わず、もし選ばれたら人生に1回挑戦してみたいと思います。経験者3番：今まで全く裁判員とか裁判に興味がなかったんですけども、経験することによって、いろいろな裁判員裁判の判例というのを見て、こういうことなんだとか、その裁判員裁判以外の裁判を見たりとかということに興味を持つてみることは増えたので、そういった意味では、いろいろな経験をするこの制度は重要なので、もし選ばれたら、積極的に参加するとういなどと思っています。

経験者4番：初めは、嫌だなど思っていたんですが、途中からこれをチャンスと思って、足を運ぼうと思いはじめたんですが、終わってみると、いろんな方にもお会いできたし、それから裁判官の方々といろんな世間話もできましたし、いろんなことを本当に優しく教えてくれましたし、疑問にも答えていただいたし、時間もとっていただいて、本当にいい勉強になりましたし、本当のチャンスだったなと思います。ですので、この意見交換会も望んで逃げないで参加しますとあって、参加させてもらったんですけども、本当にまたとない経験ができました。本当に充実した1カ月でした。感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございました。

司会者：ありがとうございました。予定した質問は終わりました、検察官、弁護人から特に質問はよろしいですか。

一旦休憩を入れさせていただいて、それから報道機関からの質疑応答ということにさせていただきます。では、休憩します。

〔休憩〕

司会者：それでは、再開したいと思います。

報道機関からの質問ということ、質疑応答ということで、まず代表質問という形でお願いいたします。

西日本新聞社：代表して質問させていただきます。

最初は、少しおっしゃっていましたが、裁判員を経験することで、裁判とか事件とか報道とか、そういうものに対する興味と関心で変わったことがありますでしょうか。

司会者：この点も、順番に、大分重なっているとは思いますが、今まで触れられていないところがもしあれば。1番の方、いかがでしょうか。

経験者1番：私は、ぜひこういう経験をしてみたいなという要望がありました。裁判にはほとんど関係ないといったらあれですけど、かかわり合いがないものですから、ぜひこういうときに参加して、勉強してみたいなというふうに思いました。

経験者2番：私は主婦で、普段、あまり影響はなく変わらない生活なんですけれども、やはり今まで経験したことのない裁判員になりまして、裁判に対する関心は持つようになりました。

経験者3番：私もよくネットで、裁判とか裁判員の関係の記事をよく読むんですけども、特に裁判員と書かれているものに関しては、今まで以上に目に飛び込んでくるといいますか。それで、興味を持って、いろんな事件を見たりとか、こういう考えだったんだなということを感じたりしています。

経験者4番：私も報道、テレビでも新聞でも、そういう裁判とか裁判員裁判とかいうことについて、ものすごく目を通すようになりましたし、興味がすごく広がりました。

西日本新聞社：ありがとうございます。今の質問を受けて重なる部分もありますけれども、やってみて、制度自体で、例えば仕事上でのサポートでこういう部分があるといいなとか、あとは市民感覚を反映させるという点で、こういう点がもうちょっと改善というか、変わるといいなとか、そういうふうなお考え、感じたことはありますか。

司会者：やや今の質問、広いというか、言われていたのが、負担を軽減、仕事とかそういう関係でのサポートがあるのかどうなのかというところと、市民感覚を反映

させるために、こういうことをもうちょっと改善したほうがいいんじゃないかという、違う側面からの追加質問だったと思うんですけども、それぞれいかがでしょうか。

経験者1番：先ほども言いましたけれども、ほとんど市民感覚では裁判所は別世界みたいな感じですよ。そういう感じですから、やっぱりこういう経験をさせていただきまして、いろいろと考えることはあります。裁判の内容とか、いろいろと、ああそうかと、ちょっとおかしいなというようなこともありました。

しかし、これもいい経験をさせていただきましたので、こういう経験はまたとないますので、やっぱり出席をして、経験を試みるのが一番いいなというふうに思いました。

経験者2番：先ほど言いましたけど、主婦ですので、あまりないですけども、もし私の周りに裁判員に選ばれた方がいらしたら、いろいろと教えてあげたいなと思います。

経験者3番：負担の軽減ということなんですけれども、我々1カ月ぐらいあったんですが、報道などを見ると、さらに長期的な裁判員裁判などがあって、私たちみたいなサラリーマンであったときには、参加できない、参加したいと思っても参加できないなど。言い方は失礼ですけども、リタイアされた方ではないと、裁判員裁判に参加できないと思うので、そうすると、年齢であったりとか性別であったりとかいうことの偏りが出てくるから、期間であったりとか、時期であったりとかということ、もう少し考えていかないといけないかなと思っています。

また、市民感覚を反映というところに関しては、最近あった事件を見ていると、市民感情としては、ちょっとその量刑じゃ少ないんじゃないというのが正直なところで、量刑グラフを参考にして、刑を出していると思うんですけども、全てが私たちの市民感覚というんですか、市民感情が反映されているとは思っていないので、その辺も改善しないといけないのかなと思っています。

経験者4番：意義があることではあるんですが、仕事を持っている方は、受け皿が、

企業のほうで進んで出してくれるようなところならばいいんですが、そこがちょっと難しいところではないかなと思います。仕事のやりくりができるところとできないところがあって、PRといっても、なかなか思いつきませんが、良さを広げる、良さとか意義とか広げる方法があればいいんでしょうけど、まだ始まったばかりですし、そこは難しいところかもしれませんが、とにかく何か広げられるといいなと思います。

西日本新聞社：去年の5月に他の裁判所で、裁判員の人に外で声をかけるという事案があったんですけれども、御存じかと思います。そういうことを聞いて感じたこととか、もしここで、裁判員をするのに必要だと思っておられることがあれば、教えてください。

司会者：では、順番に1番の方から。裁判員に対して、被告人の関係者が声かけをした事件があったことに関して、それについて感じられたことはありますか、そういう質問ですが。

経験者1番：ないですね。

司会者：特に裁判員を務められた後とか、もちろん裁判員を務められた後にこの事件は起きてはいるんですけれども、安心して裁判員として職務につけるために、我々裁判所とかで、もうちょっと配慮とか改善できるところがあるかどうか、多分そういう質問だと思うんですけど。

経験者1番：別に影響はなかったです。

司会者：2番さんは、恐らくこの事件の後で裁判員をされたと思うんですが、感じられたこととかありますかでしょうか。

経験者2番：ちょっと難しくてよくわかりません。すみません。

経験者3番：裁判員に選ばれる前は、全く裁判とかに興味がなかったので、実はこの事件を知りませんでした。

これが始まってから、裁判長からこの話を聞いて、我々のときには、裁判所の配慮があって、そういう心配がありませんでした。また、暴力団絡みの事案ではない

と思うので、心配もなかったと思います。

ただ、場合によっては、暴力団関係であったりとかいうものであったときには、やはり心配があるのではないかなと思っています。

経験者4番：私たちのときも、裁判所が気をつけてくれまして、守ってくれましたので、そういう心配は全然ありませんでした。

ただそういうことがあると、次になられる方、心配されると思いますので、今のように安心して来られるように、安心ですよというか、そういうふうなことを事前にお知らせしておくのもいいかなと思います。

司会者：ありがとうございます。それでは、個別質問という形で、御質問のある報道機関の方、いらっしゃいますでしょうか。

NHK：よろしくお願ひします。一部重複するところもあるんですけども、改めてお伺いできればと思うんですけども、裁判というものに初めて触れる中で、なかなか証拠関係の資料を読み込んだりとか、そういう時間が足りなかったとか、難しかったということがあると思います。

何か裁判員として裁判に臨む上で、もっと時間が欲しかったとか、そういう御意見があれば、お伺いしたいと思います。

司会者：基本的には、証拠書類を読み込む作業というのは、全然お願いしてないんです。基本的には、検察官、弁護人が法廷で証拠説明した内容というか、証人尋問とかの内容が全てになっていますので、紙の証拠を評議室に戻って読み込むということはやっていないですが、要するに評議の中で十分時間をとって議論できたかどうかというような話に、そういうことですか。

NHK：説明があると思うんですけども、かつ簡潔にまとめられた資料ももらうとは思うんですけども、それを踏まえて、実際判断する時間というのは、どうだったかというところをお伺いします。

司会者：先ほど十分評議できたかというところとも大分重なってくると思うんですが、改めて今の質問について、いかがでしょうか。

経験者1番：議論はしましたね。やっぱりこれでいいのかなというのはありましたけれども、議論をする時間はたっぷりありました。

経験者2番：有罪か無罪かと決める段階でも、量刑のときでも、やはり私情を出さずに、両方の立場から考えてとか、いろいろ結構私自身難しかったです。

やはり人一人裁くので、真剣に考えないといけないし、もうちょっと議論しても、先ほど言いましたように、よかったのかなと思いました。

経験者3番：結果自体は多分変わらないと思うんですけど、もう少し限られた時間の中ではあるんですけども、先ほど申したように、お互いの心情であったりとかいうところを、深いところを理解できれば、事件の内容がもっと把握できていたんじゃないかなというふうに感じています。

経験者4番：例えば心理が読めるとか、いろんな経験を積んでいるとか、そういう方たちの玄人の人たちの判断だと、また違った議論がなされるんだろうと思うんですけども、時間をかけて、深めてわかる部分もあると思うし、それから時間をかけても深まらないところもあると思うんです。

前提に立つのが、裁くということの難しさです。本人がもう認めた場合は、別だと思うんですけども、私が経験したのは、本人がしてないということの裁判でしたので、最後まで自分たちが下した結論が、正しかったのかどうか、間違っていたのか、その人の人生を判断するものですので、話して深まるものか、そういうふうな疑問もあります。

例えばよくあるように、一方が正しいことを言って、全部本当のことを言って、一方が間違っているという関係ではないんだなと最近思うんです。

一方が全部正しいことを言っているわけではなくて、やっぱりその人の中にもどこかうそがあるかもしれない。被告人とされている人も、中には本当のことも言っていることもあって、うそもついているわけです。

だから、そういう関係にあるわけで、私は、初めて見るその2人を見て、どちらもそういう罪を犯したということは信じられません。普通の状態だったら絶対しな

いことです。

そういう非常なあり得ない場面なので、普通の生活からして、この人はよさそうだとか、この人はしそうだとか、そういうふうなレベルじゃないと思うんです。起こった事件、起こったそのときは、だからどちらがしそうで、どちらがしそうにないとか、そういうふうな判断はきかないし、残された証拠を探っていくても、100%黒だとは言えないです。だから、人を裁くということの難しさを、すごく勉強させてもらいましたし、そういうことを裁判官の方がずっとなさっているの、いかに重い仕事をなさっているかというのを感じましたので、その裁くということの難しさを感じました。

司会者：ありがとうございます。よろしかったですか。

ほかに個別質問はございますでしょうか。どうぞ。

朝日新聞社：先ほど4番さんが、人を裁くことの難しさということをおっしゃっていたと思うんですけれども、そもそも人を裁くことに、玄人の裁判官ではなくて、裁判員の方がかかわって裁く必要性がある、あるいはそうすべきだというふうに、経験した今、思われますか。もし思われるなら、その理由を教えてください。思われなければ、その理由をお願いします。

経験者1番：自分に人を裁く資格があるのかなと思うんですよ。やっぱりどうしても私の場合は、感情というか、どうしても刑を軽くしてあげたいなという気持ちが先に走ります。

私は裁判というものは、一般常識からすると、どうしても長引くんじゃないかという感じです。そういうふうに思いますけれども、できれば縮めたいんでしょうけれども、水俣病じゃないですけれども、何十年も争いがありますね。ああいうことはよくないと思うんですが、だからといって誤った判断もよくないと思います。

私は、時々思うんですけれども、四者というか、裁判官、弁護士、検察官、被疑者の4名で、こういう会話方式で話し合ったらどうか。そうすれば、おのずから真実が生まれるのではないかなと、前から思っていたんです。

裁判だけではなくて、会話方式でお話をしたら、被告人も正直に話してくれるんじゃないかなという気がします。

経験者2番：やはり裁判員制度というものができた根拠というのが、やはり裁判官だけだと、固定観念の考え方という意味で、裁判員制度ができたんじゃないかと思うんです。

だから、私はど素人で、人を裁くことはできませんけれども、一般の何も知らない意見を取り入れるためには、裁判員制度、あってもいいんじゃないかと思います。

経験者3番：トータルで考えたときには、やはりこれは必要なものじゃないかなと思っています。

知らないことを知ることができたりとか、私みたいに裁判に興味を持ってみたりとか、そのことを周りに話をするのができたりとかということを考えれば、この制度が必要ではないかなと思います。

ただ、私たちがかかわった事案に関しては、私たちの考えといいますか、素人の考えの反映はされているんですけども、事案によっては、ネットの中の世界なので実際はよくわからないですけども、市民感情が全く反映されていないんじゃないかなという事案があったりするんで、そう考えたりすると、量刑グラフだけで機械的に量刑を決めていくというのも、あっていいのかなと。

そうすると私たちが参加することの意義がないと思うので、トータルで考えれば必要だけでも、場合によっては全く私たちは必要ないのかなとは思っています。

経験者4番：今まで裁判員裁判ということがなくて、採り入れられて、今、何年か経つんですけども、やはり広めるということの意味があって、できた制度なんだろうと思うので、今、私たちが参加したから、どれだけプラスになったかとか、そういうことはわかりませんが、足を引っ張ったのかもしれないし、是か非かはわかりませんが、必要だったから採り入れられたんじゃないかなと、段階でしかちょっと言えませんが、私がどうのこうのというのは、ちょっとわかりません。

司会者：よろしいですか。それでは、ほかの方はいかがでしょうか。どうぞ。

OBS：先ほどの質問に関連するんですけれども、裁判員制度が市民感情を採り入れることができるけれども、御自身が経験された裁判の中で、逆に裁判官との意見の乖離というか、こういうところは違うんじゃないかと思ったことはございますか。

経験者1番：人間ですから、意見の相違はありますよ。おかしいなと思っても、やっぱり民主主義は話し合いで、最後にはまとまらなければならないですから。

経験者2番：やはり最初はそれぞれ考え方も見方も違いますので、あります。それで、それから審議していくんじゃないですか。

経験者3番：私たちもゼロからのスタートなので、右も左もわからない状態の中から、いろいろ説明を受けて、量刑グラフを見せてもらって、最終的に判断するので、私たちの件に関しては、大きなずれはなかったし、誘導されることも全くなかったもので、私たちの市民感情というのは、反映されているような気がします。

ただ、先ほども申したように、その他の裁判員裁判を報道で見る限りでは、あまり市民の感情というのが、反映されていない件もあって、どうなのかなと思うことはあります。

経験者4番：私たちは常に、私たちの意見を先に聞かれて、後から裁判官という感じでしたので、本当に細かいことにもよく答えていただきましたし、そういうずれはなくて、とても親切に進めていただきました。

司会者：よろしいですか。

それでは、裁判員経験者の意見交換会これで終わらせていただきたいと思います。皆さんどうもお疲れさまでした。ありがとうございました。